

包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設認定申請に係る FQA

第 1.2 版 (20210125)

Q1：認定スケジュールについて教えてください。

A1：認定スケジュールは以下のとおりです。

1) 2020 年度の申請時期は公示から 2020 年 2 月 10 日まで (延長しました)、認定証発行日は 2021 年 4 月 1 日、認定期間は 2021 年 9 月 30 日まで

2) 2021 年度の申請時期は 2021 年 3 月 1 日～5 月 31 日、認定証発行日は 2021 年 10 月 1 日、認定期間は 1 年間 (2022 年 9 月 30 日まで)

申請する年の前年度が認定審査対象年度となります 2021 年に申請を行う場合、2020 年度 (2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日) が認定審査対象となる年度になります。

Q2：施設基準における (附則 2) てんかん診療支援コーディネーターとは「てんかん地域診療連携体制整備事業において定義されているものを指す。」とあるが、「てんかん地域診療連携体制整備事業において定義されている」施設のみが申請出来ることとなりますか。

A2：てんかん地域診療連携体制整備事業において 定義されている てんかん診療支援コーディネーターが 1 名以上いることが必要条件であり、てんかん診療拠点機関であることは包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設認定のための必要条件ではありません。即ち「てんかん地域診療連携体制整備事業の実施について 第 2 次改正 平成 30 年 3 月 29 日(障発 0329 第 24 号) 別紙 てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に記載されているてんかん診療支援コーディネーターの要件である、①精神障害者福祉に理解と熱意を有すること、②てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること、③医療・福祉に関する国家資格を有すること、を満たすてんかん診療支援コーディネーターが 1 名以上いることが必要条件です。

Q3：包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設が認定発行後に施設認定基準を満たさなくなった場合はどのようにすればよいですか？

A3：包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設が認定発行後に施設認定基準を満たさない状態が 6 か月以上続いた場合、包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設は取り消しとなります。施設認定基準を満たさない状態になった場合は、速やかにその旨を日本てんかん学会事務局に申し出てください。

Q4：包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設認定申請をする際に求められる書類の該当年度の期間はいつですか？

A4：包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設認定申請をする際に求められる書類の該当年度は申請する年の前年度(申請する年が 2020 年であれば 2019 年度、即ち 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日) です。

Q5：常勤・非常勤の区別はどのように判断しますか？

A5：施設の就業規則によって定められます。

Q6：同一の施設で包括的てんかん専門医療施設とてんかん連携医療施設の両方を取得することができますか？

A6：同一の施設で包括的てんかん専門医療施設とてんかん連携医療施設の両方を取得することはできません。

Q7：「てんかんセンター」として病院に承認されていない場合でも「包括的てんかん専門医療施設」として認定されますか？

A7：「包括的てんかん専門医療施設」の基準を満たす施設であれば、認定されます。

Q8：包括的てんかん専門医療施設・てんかん連携医療施設認定は毎年行われますか？

A8：認定は毎年行われます。なお、本基準は当面の間3年ごとに見直しが行われます。2019年度に基準が発行公示されましたので、2021年度に見直しが行われ、必要に応じて改訂が行われる予定です。日本てんかん学会が施行している2019年度のてんかん実績調査は見直しのための基礎となる資料を作成するために施行されています。

Q9：てんかん医療を運営するための委員会構成員と実施回数についてですが、てんかん診療コーディネーターは医療社会福祉士ないし精神保健福祉士と併任不可となっていますが、併任可との間違いではないでしょうか？

A9：包括的てんかん専門医療施設での「てんかん医療を運営するための委員会」はてんかん専門医を含むてんかん診療を担当する医師、看護師、臨床検査技師、医療社会福祉士ないし精神保健福祉士、てんかん診療支援コーディネーター、および連携医療事務によって構成されていること、となっております。委員会内でてんかん診療コーディネーターは医療社会福祉士ないし精神保健福祉士と併任することができません。運営委員会委員としててんかん診療コーディネーターが精神保健福祉士であっても、他に精神保健福祉士ないし医療社会福祉士が委員として就任されていることが必要です。

Q10：てんかん学研修セミナーの受講証を紛失した場合の対処方法を教えてください。

A10：てんかん学研修セミナーの受講証の再発行はできません。

Q11：てんかん医療を運営するための委員会会議の形式が情報通信機器を用いた会議であった場合、通常の対面式の会議と同様と認められますか？

A11：正式な議事録のある診療施設内で認められたてんかん医療を運営するための委員会で

あれば、その会議開催形式は問いません。

Q12：てんかん研修施設認定は継続するのですか？

A12：てんかん研修施設認定は継続します。

Q13：申請書の署名捺印について

A13：申請書の署名は自筆で氏名を手書きしたもの、捺印は公印となります。

Q14：施設 A が、施設 B および施設 C とてんかん連携医療施設となることは可能か？

A14：施設 A が、施設 B と互いに補完することで施設基準を満たし、なおかつ施設 C と互いに補完することで施設基準を満たすのであれば、施設 A と施設 B でてんかん連携医療施設認定、施設 A と施設 C でてんかん連携医療施設となることの条件を満たします。

なお、3つ以上の施設で互いに施設基準を補完する連携医療施設認定は想定しておりません。

Q15：てんかん医療を運営するための委員会の構成員として「医療社会福祉士」とあるが、「社会福祉士」でもよいか？

A15：「医療社会福祉士」は国家資格である社会福祉士登録後、保健医療分野における実務経験 5 年以上あり一定の研修を修了するなどの要件を満たした場合に日本医療社会福祉協会から付与される資格です。「包括的てんかん専門医療施設のあり方として日本の社会福祉制度や医療保険制度を十分に」理解している福祉士が委員会委員には必要であるということがこの「医療社会福祉士」を基準 5) に含ませた趣旨でした。しかしながら「医療社会福祉士」は申請が正式に開始となったのが 2017 年であり、2020 年において 480 名の人数に過ぎないなど、高い力量を持つ理想的な社会福祉士に認められる資格であるが日本の医療にこれから浸透してゆく段階の資格であると考えられます。以上を踏まえまして現行の基準 5) に記載されている「医療社会福祉士」は「社会福祉士」に置き換えてこれを認めます。